付属資料

用語解説 野田市男女共同参画審議会委員名簿 野田市男女共同参画審議会条例 野田市男女共同参画推進庁内連絡会設置要綱 男女共同参画社会基本法 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

用語解説

【あ行】

育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の略称。育児や家族の介護を行う労働者を支援することを目的に、平成7 (1995) 年に「育児休業法」を改正して成立。その後、社会情勢に応じ、育児・介護と仕事の両立支援を推進するため、適宜法改正を行われている。

インセンティブ

意欲向上や目標達成のための刺激や誘因のこと。雇用者のモチベーションを上げるために、一時金を支払うことや、職場環境や労働条件の改善することで、事業活動の活性化を図ることを目的とする。

M字カーブ

日本の女性の年齢階級別労働力率をグラフで表すと、学校卒業後20歳代でピークに達し、その後、30歳代の出産・育児期に落ち込み、子育てが一段落した40歳代で再上昇し、アルファベットの「M」の形に似た曲線を描くことから、日本の女性の就業形態の特徴を表す用語として使われる。

LGBT

「Lesbian」(レズビアン、女性同性愛者)、「Gay」(ゲイ、男性同性愛者)、「Bisexual」(バイセクシュアル、両性愛者)、「Transgender」(トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致)の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティー(性的少数者)の一部の人々をさした総称。日本では、LGBTを含めた性的マイノリティー(性的少数者)全体をさす用語として使われることもある。

【か行】

外国語指導助手(ALT)

Assistant Language Teacherの略。小中高校などの英語の授業において、 日本人教師を補助する外国人のこと。授業や教材の研究・作成、研修等の補助や、学校行事や特別活動等において児童生徒と交流を行っている。

家族経営協定

家族で取り組む農業・漁業経営において、家族一人一人の役割と責任が明確にし、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境にするため、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと

キャリア教育

学校教育において、社会人・職業人として自立していくために、社会における個々の立場や役割について考え、自分と働くことの関係や価値について考える学習。社会科見学、ボランティア活動、職場体験、地域や身近な人の職業を調べる、インターンシップ、学校オリジナル商品の開発や販売など、発達段階に応じて実施

緊急一時保護施設(シェルター)

暴力から逃れるために駆け込んできたDV防止法に基づくDV被害女性とその家族で、緊急に保護する必要が認められ、かつ自立に向けた援助が有効と認められた場合等に一時的に保護する施設(入所期間:原則2週間)

固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと

コミュニティサイト

共通の趣味・話題・関心事・目的などを持つ人が参加し、情報を交換したり交流を深めたりするインターネット上の様々な情報を提供するページのこと

【さ行】

次世代育成支援対策推進法(次世代法)

急速な少子化に対応し、育児と仕事を両立できる環境を整備・充実されることを目的とした法律。平成17(2005)年4月施行。10年間の時限立法だったが、平成26(2014)年の改正法成立により、令和7(2025)年3月末まで10年間延長。国の「行動計画策定指針」に沿って、自治体や民間企業は「行動計画」の策定が義務付け(従業員数100人以下の企業は努力義務)られた。

指導的地位

①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者(平成19年男女共同参画会議決定)

スクールロイヤー

いじめや保護者とのトラブル、不登校といった学校で起きた問題の解決に 向けて派遣され助言する弁護士のこと

ステップハウス

DVシェルターでの一時保護の後、すぐに自立生活に移れないDV被害者が、心のケアや自立に向けた準備をするための中間的な施設(最長1年)

ストーカー行為

特定の人物やその配偶者・親族などに対し、つきまとい、待ち伏せ、面会・交際の強要、連続した電話やファックス、汚物など嫌悪感を催すものの送付、性的羞恥心を害する行為などを繰り返すこと。ストーカー規制法の規制対象となる。

セクシュアル・ハラスメント

職場などで、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して不快や不安な状態に追い込む性的な言動のこと。略して「セクハラ」。直接的な言動等ではなくても、性的なイメージを彷彿させるポスターを提示することなどが、性的な嫌がらせとなることもある。性暴力の一つ

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS)

インターネットを通じて、人と人のつながりを促進し、コミュニティーの 形成を支援する会員制サービス。会員は、自分のプロフィールや日記を公開 したり、趣味・居住地・職業・出身校などを同じくするコミュニティーに参 加したり、電子掲示板やメッセージの送受信によるコミュニケーションを図 ることができる。代表的なサービスは、ツイッターやフェイスブックなど

【た行】

ダイバーシティ

多様な人材を積極的に活用しようという考え方(多様性)。性別や人種、 年齢などに関わらず、性格や価値観などの多様な個性を発揮し、共存できる 社会のことをダイバーシティ社会という。

男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の略称。職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。昭和61(1986)年施行。その後も、社会情勢に応じ、適宜法改正を行われている。

男女共同参画社会基本法

男女が、互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、 その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成について、基本 理念を明らかにし、総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。平 成11(1999)年公布、施行

ドメスティック・バイオレンス (DV)

直訳すると「家庭内暴力」だが、一般的には「配偶者や恋人等の親密な関係にある者、又はあった者から振るわれる暴力」を指す。略称はDV。男女共同参画を所管する内閣府は、「ドメスティック・バイオレンス(DV)」という言葉は正式には使わず、「配偶者からの暴力」と言っている。 暴力の形態には、身体的暴力(殴る、蹴るなど)、精神的暴力(大声でどなる、ばかにする、外出や交際を制限するなど)、性的暴力(性行為の強制など)や経済的暴力(生活費を渡さないなど)などがある。交際中の恋人などの間で起きる暴力は、デートDVとも言う。

【は行】

配偶者暴力相談支援センター

DV防止法に定められている業務である、相談、安全の確保及び一時保護、自立に向けた支援や情報提供等を行う機関。各都道府県の婦人相談所等が指定されているが、平成20(2008)年1月に施行された改正DV防止法において、市町村への設置が努力義務とされている。

パワーハラスメント

職場でのいじめや嫌がらせ。略して「パワハラ」。同一の職場で働く者に対し、職務上の地位や権限、人間関係などの職場内の優位性を背景に、適正な業務範囲を超えて、継続的に、精神的・身体的に苦痛を与えて人格と尊厳を侵害することや、就労環境を悪化させたり雇用不安を与えること

ブックスタート

0歳児健診のときなどに市区町村自治体が絵本を配布し、絵本を介して赤 ちゃんと家族のコミュニケーションを豊かにし、子供の言語能力と豊かな心 を育てようとする図書館と保健所等の協力活動。イギリス発祥

ヘイトスピーチ

特定の個人や集団、団体などの人種、宗教、民族文化、性差などを差別的な意図をもって貶め、攻撃する言動。対象への明確な差別的な意図に基づく暴言や差別的な行為を扇動する言動のことを指し、一般的な悪口はヘイトスピーチに当たらない。

ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供すること

【ま行】

マイナンバー制度

国民一人一人に番号を割り振り、社会保障や納税に関する情報を一元的に管理する共通番号制度。年金や納税などの個人情報を照合できるようにし、行政手続の効率化や公正な給付と負担の実現などを目的として、平成28(2016)1月から利用が開始される。割り振られた12桁の個人番号を「マイナンバー」と呼ぶ。

マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産した女性に対する職場でのいじめ、嫌がらせのこと。マタハラ。 一時的に仕事ができない場合や育児休暇の取得などを理由とする解雇や減 給といった不当な扱いばかりでなく、言葉や態度による嫌がらせも指す。

メディア・リテラシー

インターネットやテレビ、新聞などのメディアからの情報を見極め、主体的に読み解き、かつメディアを通じてコミュニケーションする能力を使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力

【ら行】

ライフステージ

人の一生を幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それ ぞれの段階のこと

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

性別や年齢などにかかわらず、やりがいや充実感を感じながら働いて、仕事上の責任を果たすとともに、子育てや介護など個人の状況に応じた、家庭や地域における様々な活動や自己啓発をバランスよく展開できる状態

野田市男女共同参画審議会委員名簿

令和2年3月現在(敬称略)

任期:平成30年11月11日から令和2年11月10日まで

	区分	団体名等	氏名	備考
(1)	人権擁護委員を代表する 者	柏人権擁護委員協議会野田部 会	倉 持 又 彦	
(2)	生涯学習に関する知識を 有する者		文 道 尚 子	
(3)	民生委員児童委員を代表 する者	野田市民生委員児童委員協議 会	中村和雄	
(4)	自治会を代表する者	野田市自治会連合会	古谷道雄	
(5)	女性団体を代表する者	野田市女性団体連絡協議会	石 原 和 子	
(6)	商工団体を代表する者	野田商工会議所女性会	佐喜川貞子	
(7)	労働者団体を代表する者	連合千葉東葛地域協議会 野田・流山地区連絡会	長崎 梨奈	
(8)	農業団体を代表する者	JAちば東葛野田地区女性部	横川しげ子	会長
(9)	ドメスティック・バイオレンス 被害者支援団体を代表する者	のだフレンドシップ青い鳥	木名瀬セキ	副会長
(10)	PTAを代表する者	野田市小中学校PTA連絡協議会	三 品 陽 美	
(11)	婦人相談員を代表する者	野田市婦人相談員	田中恵子	
(12)	学識経験者	NPO法人DV被害者支援活 動促進のための基金	国松実枝子	
(13)	関係教育機関の職員	野田市小中学校長会	石山由美子	
(14)	公募に応じた市民		平 野 滋	
			梶山美枝子	
(15)	その他市長が必要と認めた者	おはなしパレット北	筒井圭子	

〇野田市男女共同参画審議会条例

平成16年9月30日野田市条例第26号

注 平成24年7月から改正経過を注記した。

改正 平成24年7月13日条例第18号

平成31年3月26日条例第14号

令和元年9月25日条例第13号

(設置)

第1条 本市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)の策定及び円滑な実施の推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、野田市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画計画の策定、見直し及び実施 に関し、必要な事項を調査審議し、答申する。
- 2 審議会は、前項の規定による答申のほか、男女共同参画に関して、市長に意見 を述べることができる。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 人権擁護委員を代表する者
 - (2) 生涯学習に関する知識を有する者
 - (3) 民生委員児童委員を代表する者
 - (4) 自治会を代表する者
 - (5) 女性団体を代表する者
 - (6) 商工団体を代表する者
 - (7) 労働者団体を代表する者
 - (8) 農業団体を代表する者
 - (9) ドメスティック・バイオレンス被害者支援団体を代表する者
 - (10) PTAを代表する者
 - (11) 婦人相談員を代表する者
 - (12) 学識経験者
 - (13) 関係教育機関の職員
 - (14) 公募に応じた市民
 - (15) その他市長が必要と認めた者

(平24条例18・平31条例14・令元条例13・一部改正)

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると ころによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係 者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月13日野田市条例第18号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規 定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1)及び(2) 略
 - (3) 第22条の規定 平成24年11月11日附 則(平成31年3月26日野田市条例第14号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。附 則(令和元年9月25日野田市条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例(野田市自転車等放置防止に関する条例を除く。次項において「旧各条例」という。)の規定に基づき附属機関の委員として委嘱又は任命されている者については、その任期中に限り、この条例による改正後のそれぞれの条例(野田市自転車等放置防止に関する条例を除く。次項において「新各条例」という。)の規定に基づき附属機関の委員として委嘱又は任命された者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧各条例の規定に基づき附属機関の会長若しくは委員長又は副会長若しくは副委員長(以下「会長等」という。)として選任されている委員については、その任期中に限り、新各条例の規定に基づき附属機関の会長等として選任された委員とみなす。

〇野田市男女共同参画推進庁内連絡会設置要綱

平成5年6月14日野田市告示第33号

注 平成18年3月から改正経過を注記した。

改正 平成8年9月30日告示第11号

平成10年6月1日告示第6号

平成12年1月21日告示第1号

平成14年12月27日告示第13号

平成15年6月4日告示第70号

平成18年3月31日告示第44号

平成20年3月31日告示第51号

平成22年3月30日告示第60号

平成22年10月28日告示第159号

平成25年3月27日告示第36号

平成27年3月31日告示第52号

平成29年3月29日告示第38号

平成30年3月30日告示第53号

平成31年3月28日告示第103号

令和元年9月20日告示第96号

(設置)

第1条 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思による社会のあらゆる分野における活動への参画(以下「男女共同参画」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、野田市男女共同参画推進庁内連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所管事項)

- 第2条 連絡会の所管事項は、次のとおりとする。
 - (1) 男女共同参画に係る施策の推進及び調整に関すること。
 - (2) 男女共同参画に係る施策の調査及び研究に関すること。
 - (3) その他男女共同参画に係る施策に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

- 第4条 連絡会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長は男女共同参画担当部長の職にある者、副会長は会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理し、連絡会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 連絡会の会議は、会長が招集する。
- 2 連絡会の会議の進行及び整理は、会長が行う。

(推進部会)

- 第6条 連絡会に男女共同参画推進部会(以下「推進部会」という。)を置く。
- 2 推進部会の委員は、別表第2に掲げる者をもって組織する。ただし、推進部会において必要があると認めるときは、市長の指名する職員5人以内を委員として加えることができる。
- 3 前項の市長が指名する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員 に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 推進部会に部会長及び副部会長各1人を置く。
- 5 部会長は人権・男女共同参画推進課啓発係長、副部会長は生涯学習課生涯学習 振興係長の職にある者をもって充てる。
- 6 推進部会は、男女共同参画に係る施策の推進について調査研究し、連絡会に資料を提出する。

(平20告示51・平25告示36・平27告示52・平31告示103・ 一部改正)

(参考意見の聴取)

第7条 連絡会及び推進部会において必要があると認めるときは、関係者の意見又 は説明を聴くことができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が 連絡会に諮って定める。

(令元告示96・旧第9条繰上・一部改正)

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年9月30日野田市告示第11号)

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成10年6月1日野田市告示第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年1月21日野田市告示第1号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月27日野田市告示第13号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成15年1月1日から施行する。

附 則 (平成15年6月4日野田市告示第70号)

この告示は、平成15年6月6日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日野田市告示第44号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日野田市告示第51号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日野田市告示第60号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年10月28日野田市告示第159号)

この告示は、平成22年11月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日野田市告示第36号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日野田市告示第52号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日野田市告示第38号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日野田市告示第53号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日野田市告示第103号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月20日野田市告示第96号)

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1(第3条)

(平18告示44・平20告示51・平22告示60・平27告示52・平29告示38・平31告示103・令元告示96・一部改正)

所属	職
企画財政部	企画調整課長 広報広聴課長
総務部	人事課長 行政管理課長
市民生活部	市民生活課長
自然経済推	商工観光課長 農政課長 スポーツ推進課長 魅力推進課長
進部	
保健福祉部	障がい者支援課長 高齢者支援課長 保健センター長
児童家庭部	児童家庭部長 児童家庭部次長 児童家庭課長
	保育課長 子ども家庭総合支援課長 人権・男女共同参画推進課長
教育委員会	生涯学習課長 青少年課長 指導課長

別表第2 (第6条第2項)

(平18告示44・平20告示51・平22告示60・平22告示159・平25告示36・平27告示52・平29告示38・平30告示53・平31告示103・令元告示96・一部改正)

所属	職
企画財政部	企画調整課企画係長 広報広聴課広報係長
総務部	人事課人事研修係長 行政管理課事務管理係長
市民生活部	市民生活課コミュニティ係長
自然経済推	商工観光課労政係長 農政課農政係長 スポーツ推進課スポーツ推
進部	進係長 魅力推進課長が指名する職員
保健福祉部	障がい者支援課計画係長 高齢者支援課高齢者福祉係長 保健セン
	ター母子保健係長
児童家庭部	児童家庭課子育て支援係長 保育課保育係長 子ども家庭総合支援

	課支援一係長
	人権・男女共同参画推進課啓発係長
教育委員会	
生涯学習部	生涯学習課生涯学習振興係長 中央公民館振興係長 青少年課青少
	年係長
学校教育部	指導課庶務係長

〇男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号 同 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の 尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等 の実現に向けた様々な取組が、国際社会に おける取組とも連動しつつ、着実に進めら れてきたが、なお一層の努力が必要とされ ている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動 の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速 な変化に対応していく上で、男女が、互い にその人権を尊重しつつ責任も分かち合 い、性別にかかわりなく、その個性と能力 を十分に発揮することができる男女共同 参画社会の実現は、緊要な課題となってい る。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並び

に国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲 げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、 社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることをの他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行について の配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当た

っては、社会における制度又は慣行が、 性別による固定的な役割分担等を反映 して、男女の社会における活動の選択に 対して中立でない影響を及ぼすことに より、男女共同参画社会の形成を阻害す る要因となるおそれがあることにかん がみ、社会における制度又は慣行が男女 の社会における活動の選択に対して及 ぼす影響をできる限り中立なものとす るように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画) 第五条 男女共同参画社会の形成は、男女 が、社会の対等な構成員として、国若し くは地方公共団体における政策又は民 間の団体における方針の立案及び決定 に共同して参画する機会が確保される ことを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の 両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族 を構成する男女が、相互の協力と社会の 支援の下に、子の養育、家族の介護その 他の家庭生活における活動について家 族の一員としての役割を円滑に果たし、 かつ、当該活動以外の活動を行うことが できるようにすることを旨として、行わ れなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進 が国際社会における取組と密接な関係 を有していることにかんがみ、男女共同 参画社会の形成は、国際的協調の下に行 われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含 む。以下同じ。)を総合的に策定し、及 び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭 その他の社会のあらゆる分野において、 基本理念にのっとり、男女共同参画社会 の形成に寄与するように努めなければ ならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共 同参画社会の形成の状況及び政府が講 じた男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策についての報告を提出しな ければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女 共同参画社会の形成の状況を考慮して 講じようとする男女共同参画社会の形 成の促進に関する施策を明らかにした 文書を作成し、これを国会に提出しなけ ればならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進 に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画

(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる 事項について定めるものとする。
 - 一総合的かつ長期的に講ずべき男女 共同参画社会の形成の促進に関する 施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策 を総合的かつ計画的に推進するため に必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の 意見を聴いて、男女共同参画基本計画の 案を作成し、閣議の決定を求めなければ ならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平十一法百六十・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本 計画を勘案して、当該都道府県の区域に おける男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策についての基本的な計画 (以下「都道府県男女共同参画計画」と いう。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県 の区域における男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策を総合的か つ計画的に推進するために必要な事 項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び

都道府県男女共同参画計画を勘案して、 当該市町村の区域における男女共同参 画社会の形成の促進に関する施策につ いての基本的な計画(以下「市町村男女 共同参画計画」という。)を定めるよう に努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女 共同参画計画又は市町村男女共同参画 計画を定め、又は変更したときは、遅滞 なく、これを公表しなければならない。 (施策の策定等に当たっての配慮)
- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共 同参画社会の形成に影響を及ぼすと認 められる施策を策定し、及び実施するに 当たっては、男女共同参画社会の形成に 配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策を は男女共同参画社会の形成に影響を は男女共同参画社会の形成に影響を ばすと認められる施策についび性別 の処理のために必要な措置及び性別 よる差別的取扱いその他の男女共よ同 を 直社会の形成を阻害するでおける を 人権が侵害された場合における が済を図るために必要な措置を なければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成 を国際的協調の下に促進するため、外国 政府又は国際機関との情報の交換その 他男女共同参画社会の形成に関する国 際的な相互協力の円滑な推進を図るた めに必要な措置を講ずるように努める ものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する 男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策及び民間の団体が男女共同参画 社会の形成の促進に関して行う活動を 支援するため、情報の提供その他の必要 な措置を講ずるように努めるものとす る。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議 (以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつ かさどる。
 - 男女共同参画基本計画に関し、第十 三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理 大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男 女共同参画社会の形成の促進に関す る基本的な方針、基本的な政策及び重 要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査 審議し、必要があると認めるときは、 内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、 意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策の実施状 況を監視し、及び政府の施策が男女共 同参画社会の形成に及ぼす影響を調

査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四 人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のう ちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣 総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定 する議員の総数の十分の五未満であっ てはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。 (議員の任期)
- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の 任期は、二年とする。ただし、補欠の議 員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するため

に特に必要があると認めるときは、前項 に規定する者以外の者に対しても、必要 な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、 会議の組織及び議員その他の職員その 他会議に関し必要な事項は、政令で定め る。

附 則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成 九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正 する法律(平成十一年法律第八十八号) の施行の日から施行する。ただし、次の 各号に掲げる規定は、当該各号に定める 日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

- 一略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十 (以下略)

四条第三項、第二十三条、第二十八条 並びに第三十条の規定 公布の日 (委員等の任期に関する経過措置)

- 第二十八条 この法律の施行の日の前日 において次に掲げる従前の審議会その 他の機関の会長、委員その他の職員であ る者(任期の定めのない者を除く。)の 任期は、当該会長、委員その他の職員の 任期を定めたそれぞれの法律の規定に かかわらず、その日に満了する。
 - 一から十まで 略
 - 十一 男女共同参画審議会 (別に定める経過措置)
- 第三十条 第二条から前条までに規定す るもののほか、この法律の施行に伴い必 要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除 く。) は、平成十三年一月六日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

〇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号) 改正 平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号 令和元年 6 月 5 日同 第 24 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思に よって職業生活を営み、又は営もうとす る女性がその個性と能力を十分に発揮 して職業生活において活躍すること(以 下「女性の職業生活における活躍」とい う。)が一層重要となっていることに鑑 み、男女共同参画社会基本法(平成十一 年法律第七十八号) の基本理念にのっと り、女性の職業生活における活躍の推進 について、その基本原則を定め、並びに 国、地方公共団体及び事業主の責務を明 らかにするとともに、基本方針及び事業 主の行動計画の策定、女性の職業生活に おける活躍を推進するための支援措置 等について定めることにより、女性の職 業生活における活躍を迅速かつ重点的 に推進し、もって男女の人権が尊重され、 かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の 需要の多様化その他の社会経済情勢の 変化に対応できる豊かで活力ある社会 を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の 推進は、職業生活における活躍に係る男 女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思 によって職業生活を営み、又は営もうと する女性に対する採用、教育訓練、昇進、 職種及び雇用形態の変更その他の職業 生活に関する機会の積極的な提供及び その活用を通じ、かつ、性別による固定 的な役割分担等を反映した職場における 賃行が女性の職業生活における活躍 に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進 は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、 出産、育児、介護その他の家庭生活と関する事由によりやむを得ず退職に与える影響に とその他の家庭生活に与える影響を る事由が職業生活に与える影響を別ま る事由が職業生活に与える影響を別いて る事はなる男女が、男女の所では うり、介護その他の家庭生活にのでいて 育児、介護その他の家庭生活にのでいて 育児、介護を構成する男女が、 育児、介護その他の家庭生活における 動について家族の一員としておける 動を行うために必要な環境の整備等に より、男女の職業生活と家庭生活との より、男女の職業生活と家庭生活とない。 を旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進 に当たっては、女性の職業生活と家庭生 活との両立に関し、本人の意思が尊重さ れるべきものであることに留意されな ければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、

その雇用し、又は雇用しようとする女性 労働者に対する職業生活に関する機会 の積極的な提供、雇用する労働者の職業 生活と家庭生活との両立に資する雇用 環境の整備その他の女性の職業生活に おける活躍の推進に関する取組を自ら 実施するよう努めるとともに、国又は地 方公共団体が実施する女性の職業生活 における活躍の推進に関する施策に協 力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項 を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推 進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推 進に関する施策に関する次に掲げる 事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を 推進するための支援措置に関する 事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を 図るために必要な環境の整備に関 する事項
 - ハ その他女性の職業生活における 活躍の推進に関する施策に関する 重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するた

めに必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成 し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について進用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、 当該都道府県の区域内における女性の 職業生活における活躍の推進に関する 施策についての計画(以下この条におい て「都道府県推進計画」という。)を定 めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進 計画又は市町村推進計画を定め、又は変 更したときは、遅滞なく、これを公表し なければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び 総務大臣は、事業主が女性の職業生活に おける活躍の推進に関する取組を総合 的かつ効果的に実施することがで項に 規定する一般事業主行動計画及び第十 五条第一項に規定する特定事業主行動 計画(次項において「事業主行動計画」 と総称する。)の策定に関する指針(以 下「事業主行動計画策定指針」という。) を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、 次に掲げる事項につき、事業主行動計画 の指針となるべきものを定めるものと する。
 - 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推 進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活 躍の推進に関する取組に関する重要 事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務 大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、 又は変更したときは、遅滞なく、これを 公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画 (一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業 主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人 を超えるものは、事業主行動計画策定出 針に即して、一般事業主行動計画(一般 事業主が実施する女性の職業生活に剥する 計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生 労働省令で定めるところにより、厚生労 働大臣に届け出なければならない。これ を変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に 掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推 進に関する取組の実施により達成し ようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活 における活躍の推進に関する取組の 内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般 事業主行動計画を定め、又は変更しよう

とするときは、厚生労働省令で定めると ころにより、採用した労働者に占める女 性労働者の割合、男女の継続勤務年数の 差異、労働時間の状況、管理的地位にあ る労働者に占める女性労働者の割合そ の他のその事業における女性の職業生 活における活躍に関する状況を把握し、 女性の職業生活における活躍を推進す るために改善すべき事情について分析 した上で、その結果を勘案して、これを 定めなければならない。この場合におい て、前項第二号の目標については、採用 する労働者に占める女性労働者の割合、 男女の継続勤務年数の差異の縮小の割 合、労働時間、管理的地位にある労働者 に占める女性労働者の割合その他の数 値を用いて定量的に定めなければなら ない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般 事業主行動計画を定め、又は変更したと きは、厚生労働省令で定めるところによ り、これを労働者に周知させるための措 置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般 事業主行動計画を定め、又は変更したと きは、厚生労働省令で定めるところによ り、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般 事業主行動計画に基づく取組を実施す るとともに、一般事業主行動計画に定め られた目標を達成するよう努めなけれ ばならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般

事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は 第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令 で定めるところにより、当該事業主に いて、女性の職業生活における活躍の推 進に関する取組に関し、当該取組の実施 の状況が優良なものであることそのの 厚生労働省令で定める基準に適合す るものである旨の認定を行うことがで きる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主 (次条及び第二十条第一項において「認 定一般事業主」という。)は、商品、役 務の提供の用に供する物、商品又は役務 の広告又は取引に用いる書類若しくは 通信その他の厚生労働省令で定めるも の(次項において「商品等」という。) に厚生労働大臣の定める表示を付する ことができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除く ほか、商品等に同項の表示又はこれと紛 らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業 主が次の各号のいずれかに該当すると きは、第九条の認定を取り消すことがで きる。
 - 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命 令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を

受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって下の時雇用する労働者の数が三百人頃においての項及び次事とのである。以下この項及び次事業主団体のでは、当該承認中小事業主活が出まれて、当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第三の規定は、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事 業主団体」とは、事業協同組合、協同組 合連合会その他の特別の法律により設 立された組合若しくはその連合会であ って厚生労働省令で定めるもの又は一 般社団法人で中小事業主を直接又は間 接の構成員とするもの(厚生労働省令で 定める要件に該当するものに限る。)の うち、その構成員である中小事業主に対 して女性の職業生活における活躍の推 進に関する取組を実施するための人材 確保に関する相談及び援助を行うもの であって、その申請に基づいて、厚生労 働大臣が、当該相談及び援助を適切に行 うための厚生労働省令で定める基準に 適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体 が前項に規定する基準に適合しなくな ったと認めるときは、同項の承認を取り 消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定 する募集に従事しようとするときは、厚 生労働省令で定めるところにより、募集 時期、募集人員、募集地域その他の労働

- 者の募集に関する事項で厚生労働省令 で定めるものを厚生労働大臣に届け出 なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定 は前項の規定による届出があった場合 について、同法第五条の三第一項及び第 四項、第五条の四、第三十九条、第四十 一条第二項、第四十二条第一項、第四十 二条の二、第四十八条の三第一項、第四 十八条の四、第五十条第一項及び第二項 並びに第五十一条の規定は前項の規定 による届出をして労働者の募集に従事 する者について、同法第四十条の規定は 同項の規定による届出をして労働者の 募集に従事する者に対する報酬の供与 について、同法第五十条第三項及び第四 項の規定はこの項において準用する同 条第二項に規定する職権を行う場合に ついて、それぞれ準用する。この場合に おいて、同法第三十七条第二項中「労働 者の募集を行おうとする者」とあるのは 「女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律第十二条第四項の規定に よる届出をして労働者の募集に従事し ようとする者」と、同法第四十一条第二 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を 命じ、又は期間」とあるのは「期間」と 読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその表集に従事させようとする」と、規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体 に対し、第二項の相談及び援助の実施状 況について報告を求めることができる。
- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項 の規定による届出をして労働者の募集 に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究 の成果を提供し、かつ、これらに基づき 当該募集の内容又は方法について指導 することにより、当該募集の効果的かつ 適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第 七項の規定により一般事業主行動計画 を策定しようとする一般事業主又はこ れらの規定による届出をした一般事業 主に対して、一般事業主行動計画の策定、 労働者への周知若しくは公表又は一般 事業主行動計画に基づく措置が円滑に 実施されるように相談その他の援助の 実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

- 第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に 掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推 進に関する取組の実施により達成し ようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活 における活躍の推進に関する取組の 内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を 定め、又は変更しようとするときは、内 閣府令で定めるところにより、採用した 職員に占める女性職員の割合、男女の継 続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管 理的地位にある職員に占める女性職員 の割合その他のその事務及び事業にお ける女性の職業生活における活躍に関 する状況を把握し、女性の職業生活にお ける活躍を推進するために改善すべき 事情について分析した上で、その結果を 勘案して、これを定めなければならない。 この場合において、前項第二号の目標に ついては、採用する職員に占める女性職 員の割合、男女の継続勤務年数の差異の 縮小の割合、勤務時間、管理的地位にあ る職員に占める女性職員の割合その他 の数値を用いて定量的に定めなければ ならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を 定め、又は変更したときは、遅滞なく、 これを職員に周知させるための措置を 講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を 定め、又は変更したときは、遅滞なく、 これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、 特定事業主行動計画に基づく取組の実 施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に 基づく取組を実施するとともに、特定事 業主行動計画に定められた目標を達成 するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資す る情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に 資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般 事業主は、厚生労働省令で定めるところ により、職業生活を営み、又は営もうと

- する女性の職業選択に資するよう、その 事業における女性の職業生活における 活躍に関する情報を定期的に公表しな ければならない。
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に 資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を 推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第十八条 国は、女性の職業生活における 活躍を推進するため、職業指導、職業紹 介、職業訓練、創業の支援その他の必要 な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務 に係る事務の一部を、その事務を適切に 実施することができるものとして内閣 府令で定める基準に適合する者に委託 することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に

従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における 活躍の推進に関する地方公共団体の施 策を支援するために必要な財政上の措 置その他の措置を講ずるよう努めるも のとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、 認定一般事業主等の受注の機会の増大 その他の必要な施策を実施するように 努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性 の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する

情報の収集、整理及び提供を行うものと する。

(協議会)

- 第二十三条 当該地方公共団体の区域に おいて女性の職業生活における活躍の 推進に関する事務及び事業を行う国及 び地方公共団体の機関(以下この条にお いて「関係機関」という。)は、第十八 条第一項の規定により国が講ずる措置 及び同条第二項の規定により地方公共 団体が講ずる措置に係る事例その他の 女性の職業生活における活躍の推進に 有用な情報を活用することにより、当該 区域において女性の職業生活における 活躍の推進に関する取組が効果的かつ 円滑に実施されるようにするため、関係 機関により構成される協議会(以下「協 議会」という。)を組織することができ る。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地 方公共団体の区域内において第十八条 第三項の規定による事務の委託がされ ている場合には、当該委託を受けた者を 協議会の構成員として加えるものとす る。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成 員(以下この項において「関係機関等」 という。)が相互の連絡を図ることによ り、女性の職業生活における活躍の推進 に有用な情報を共有し、関係機関等の連 携の緊密化を図るとともに、地域の実情

に応じた女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組について協議を行 うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方 公共団体は、内閣府令で定めるところに より、その旨を公表しなければならない。 (秘密保持義務)
- 第二十四条 協議会の事務に従事する者 又は協議会の事務に従事していた者は、 正当な理由なく、協議会の事務に関して 知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 第二十五条 前二条に定めるもののほか、 協議会の組織及び運営に関し必要な事 項は、協議会が定める。

(協議会の定める事項)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、 政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準 用する職業安定法第四十一条第二項の 規定による業務の停止の命令に違反し て、労働者の募集に従事した者は、一年 以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 第三十条 次の各号のいずれかに該当す る者は、一年以下の懲役又は五十万円以 下の罰金に処する。
 - 一 第十八条第四項の規定に違反した者
 - 二 第二十四条の規定に違反した者
- 第三十一条 次の各号のいずれかに該当 する者は、六月以下の懲役又は三十万円 以下の罰金に処する。
 - 一 第十二条第四項の規定による届出 をしないで、労働者の募集に従事した 者
 - 二 第十二条第五項において準用する 職業安定法第三十七条第二項の規定 による指示に従わなかった者
 - 三 第十二条第五項において準用する 職業安定法第三十九条又は第四十条 の規定に違反した者
- 第三十二条 次の各号のいずれかに該当 する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十条第二項の規定に違反した者
 - 二 第十二条第五項において準用する 職業安定法第五十条第一項の規定に よる報告をせず、又は虚偽の報告をし た者
 - 三 第十二条第五項において準用する 職業安定法第五十条第二項の規定に よる立入り若しくは検査を拒み、妨げ、 若しくは忌避し、又は質問に対して答 弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした
 - 四 第十二条第五項において準用する 職業安定法第五十一条第一項の規定 に違反して秘密を漏らした者
- 第三十三条 法人の代表者又は法人若し くは人の代理人、使用人その他の従業者 が、その法人又は人の業務に関し、第二 十九条、第三十一条又は前条の違反行為

をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金 刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、 二十万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三 十一日限り、その効力を失う。
- 2 第十八条第三項の規定による委託に 係る事務に従事していた者の当該事務 に関して知り得た秘密については、同条 第四項の規定(同項に係る罰則を含む。) は、前項の規定にかかわらず、同項に規 定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。 (政令への委任)
- 第三条 前条第二項から第四項までに規 定するもののほか、この法律の施行に伴 い必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を

経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めると きは、この法律の規定について検討を加 え、その結果に基づいて必要な措置を講 ずるものとする。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則 第三十五条の規定 公布の日

二及び三略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第 二項、第五十八条第一項、第六十条の 二第四項、第七十六条第二項及び第七 十九条の二並びに附則第十一条の二 第一項の改正規定並びに同条第三項 の改正規定(「百分の五十を」を「百 分の八十を」に改める部分に限る。)、 第四条の規定並びに第七条中育児・介 護休業法第五十三条第五項及び第六 項並びに第六十四条の改正規定並び に附則第五条から第八条まで及び第 十条の規定、附則第十三条中国家公務 員退職手当法(昭和二十八年法律第百 八十二号) 第十条第十項第五号の改正 規定、附則第十四条第二項及び第十七 条の規定、附則第十八条(次号に掲げ る規定を除く。)の規定、附則第十九 条中高年齢者等の雇用の安定等に関 する法律(昭和四十六年法律第六十八 号) 第三十八条第三項の改正規定(「第 四条第八項」を「第四条第九項」に改 める部分に限る。)、附則第二十条中建 設労働者の雇用の改善等に関する法 律(昭和五十一年法律第三十三号)第 三十条第一項の表第四条第八項の項、 第三十二条の十一から第三十二条の 十五まで、第三十二条の十六第一項及 び第五十一条の項及び第四十八条の 三及び第四十八条の四第一項の項 改正規定、附則第二十一条、第二十二条 条、第二十六条から第二十八条まで及 び第三十二条の規定並びに附則第三 十三条(次号に掲げる規定を除く。) の規定 平成三十年一月一日 (罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号 に掲げる規定にあっては、当該規定)の 施行前にした行為に対する罰則の適用 については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するものの ほか、この法律の施行に伴い必要な経過 措置は、政令で定める。 附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第三条中労働施策の総合的な推進 並びに労働者の雇用の安定及び職業 生活の充実等に関する法律第四条の 改正規定並びに次条及び附則第六条 の規定 公布の日
 - 二 第二条の規定 公布の日から起算 して三年を超えない範囲内において 政令で定める日

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

〇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号) 改正 平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号 同 19 年 7 月 11 日同 第 113 号 同 25 年 7 月 3 日同 第 72 号 同 26 年 4 月 23 日同 第 28 号 令和元年 6 月 26 日同 第 46 号

我が国においては、日本国憲法に個人の 尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁 護と男女平等の実現に向けた取組が行わ れている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と 男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため の施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努 めている国際社会における取組にも沿う ものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの 暴力」とは、配偶者からの身体に対する 暴力(身体に対する不法な攻撃であって 生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配 偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻 の届出をしていないが事実上婚姻関係 と同様の事情にある者を含み、「離婚」 には、婚姻の届出をしていないが事実上 婚姻関係と同様の事情にあった者が、事 実上離婚したと同様の事情に入ること を含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本 計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大

臣」という。)は、配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護のための施策に 関する基本的な方針(以下この条並びに 次条第一項及び第三項において「基本方 針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項 につき、次条第一項の都道府県基本計画 及び同条第三項の市町村基本計画の指 針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護のための施策の内容に関す る事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護のための施策の実施 に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを 公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護のための施策の実施内容に 関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施

に関する重要事項

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。) は、基本方針に即し、かつ、都道府県基 本計画を勘案して、当該市町村における 配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護のための施策の実施に関する基本 的な計画(以下この条において「市町村 基本計画」という。)を定めるよう努め なければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本 計画又は市町村基本計画を定め、又は変 更したときは、遅滞なく、これを公表し なければならない。
 - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置 する婦人相談所その他の適切な施設に おいて、当該各施設が配偶者暴力相談支 援センターとしての機能を果たすよう にするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶 者からの暴力の防止及び被害者の保護 のため、次に掲げる業務を行うものとす る。
 - 一被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させる ため、医学的又は心理学的な指導その 他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを 促進するため、就業の促進、住宅の確 保、援護等に関する制度の利用等につ いて、情報の提供、助言、関係機関と の連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の 利用について、情報の提供、助言、関 係機関への連絡その他の援助を行う こと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の 利用について、情報の提供、助言、関 係機関との連絡調整その他の援助を 行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所 が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定め る基準を満たす者に委託して行うもの とする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その 業務を行うに当たっては、必要に応じ、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護を図るための活動を行う民間の団 体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応 じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴

- 力に限る。以下この章において同じ。) を受けている者を発見した者は、その旨 を配偶者暴力相談支援センター又は警 察官に通報するよう努めなければなら ない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の 秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に 関する法律の規定は、前二項の規定によ り通報することを妨げるものと解釈し てはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる 保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三

年法律第百三十六号) その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道警察本部長(道警察本部の下は、方面を除く方面については、同じを除る方面を除く方面においの暴力においる。第十五は、配偶者からの最力をにを発展者がらいるとにを相対を表する方の表別を相談を表別を行るがあるといるところにより、数元との表別により、数元との表別により、数元との表別により、数元との表別により、数元との表別により、数元との表別により、数十二の表別によりの表別によりの措置の表別によりの表別によりの表別によりの表別によるを表別によるを表別による。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)、母子及子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連 携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都 道府県警察、福祉事務所等都道府県又は 市町村の関係機関その他の関係機関は、 被害者の保護を行うに当たっては、その 適切な保護が行われるよう、相互に連携 を図りながら協力するよう努めるもの とする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の 保護に係る職員の職務の執行に関して 被害者から苦情の申出を受けたときは、 適切かつ迅速にこれを処理するよう努 めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対す る暴力又は生命等に対する脅迫(被害者 の生命又は身体に対し害を加える旨を 告知してする脅迫をいう。以下この章に おいて同じ。)を受けた者に限る。以下 この章において同じ。)が、配偶者から の身体に対する暴力を受けた者である 場合にあっては配偶者からの更なる身 体に対する暴力(配偶者からの身体に対 する暴力を受けた後に、被害者が離婚を し、又はその婚姻が取り消された場合に あっては、当該配偶者であった者から引 き続き受ける身体に対する暴力。第十二 条第一項第二号において同じ。)により、 配偶者からの生命等に対する脅迫を受 けた者である場合にあっては配偶者か ら受ける身体に対する暴力(配偶者から の生命等に対する脅迫を受けた後に、被 害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消 された場合にあっては、当該配偶者であ った者から引き続き受ける身体に対す る暴力。同号において同じ。)により、 その生命又は身体に重大な危害を受け るおそれが大きいときは、裁判所は、被 害者の申立てにより、その生命又は身体 に危害が加えられることを防止するた め、当該配偶者(配偶者からの身体に対 する暴力又は生命等に対する脅迫を受 けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同 項第一号の規定による命令を発する裁 判所又は発した裁判所は、被害者の申立 てにより、その生命又は身体に危害が加 えられることを防止するため、当該配偶 者に対し、命令の効力が生じた日以後、 同号の規定による命令の効力が生じた 日から起算して六月を経過する日まで の間、被害者に対して次の各号に掲げる いずれの行為もしてはならないことを 命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせ るような事項を告げ、又はその知り得 る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急

- やむを得ない場合を除き、連続して、 電話をかけ、ファクシミリ装置を用い て送信し、若しくは電子メールを送信 すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後 十時から午前六時までの間に、電話を かけ、ファクシミリ装置を用いて送信 し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不 快又は嫌悪の情を催させるような物 を送付し、又はその知り得る状態に置 くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又は その知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的 羞 恥心を害する事項を告 げ、若しくはその知り得る状態に置き、 又はその性的羞恥心を害する文書、図 画その他の物を送付し、若しくはその 知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、 被害者がその成年に達しない子(以下こ の項及び次項並びに第十二条第一項第 三号において単に「子」という。)と同 居しているときであって、配偶者が幼年 の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を 行っていることその他の事情があるこ とから被害者がその同居している子に 関して配偶者と面会することを余儀な くされることを防止するため必要があ ると認めるときは、第一項第一号の規定 による命令を発する裁判所又は発した 裁判所は、被害者の申立てにより、その 生命又は身体に危害が加えられること を防止するため、当該配偶者に対し、命 令の効力が生じた日以後、同号の規定に よる命令の効力が生じた日から起算し て六月を経過する日までの間、当該子の 住居(当該配偶者と共に生活の本拠とし ている住居を除く。以下この項において 同じ。)、就学する学校その他の場所にお

いて当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、 配偶者が被害者の親族その他被害者と 社会生活において密接な関係を有する 者(被害者と同居している子及び配偶者 と同居している者を除く。以下この項及 び次項並びに第十二条第一項第四号に おいて「親族等」という。)の住居に押 し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を 行っていることその他の事情があるこ とから被害者がその親族等に関して配 偶者と面会することを余儀なくされる ことを防止するため必要があると認め るときは、第一項第一号の規定による命 令を発する裁判所又は発した裁判所は、 被害者の申立てにより、その生命又は身 体に危害が加えられることを防止する ため、当該配偶者に対し、命令の効力が 生じた日以後、同号の規定による命令の 効力が生じた日から起算して六月を経 過する日までの間、当該親族等の住居 (当該配偶者と共に生活の本拠として いる住居を除く。以下この項において同 じ。)その他の場所において当該親族等 の身辺につきまとい、又は当該親族等の 住居、勤務先その他その通常所在する場 所の付近をはいかいしてはならないこ とを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令 の申立てに係る事件は、相手方の住所 (日本国内に住所がないとき又は住所 が知れないときは居所)の所在地を管轄 する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立 ては、次の各号に掲げる地を管轄する地 方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する 費迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項まで の規定による命令(以下「保護命令」と いう。)の申立ては、次に掲げる事項を 記載した書面でしなければならない。
 - 一 配偶者からの身体に対する暴力又 は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する 暴力又は配偶者からの生命等に対す る脅迫を受けた後の配偶者から受け る身体に対する暴力により、生命又は 身体に重大な危害を受けるおそれが 大きいと認めるに足りる申立ての時 における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の 申立てをする場合にあっては、被害者 が当該同居している子に関して配偶 者と面会することを余儀なくされる ことを防止するため当該命令を発す る必要があると認めるに足りる申立 ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の 申立てをする場合にあっては、被害者 が当該親族等に関して配偶者と面会 することを余儀なくされることを防 止するため当該命令を発する必要が あると認めるに足りる申立ての時に

おける事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を 求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保 護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して 執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。) に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、 同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。 (迅速な裁判)
- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに 係る事件については、速やかに裁判をす るものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手 方が立ち会うことができる審尋の期日 を経なければ、これを発することができ ない。ただし、その期日を経ることによ り保護命令の申立ての目的を達するこ とができない事情があるときは、この限 りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは

保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての 決定には、理由を付さなければならない。 ただし、口頭弁論を経ないで決定をする 場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の 送達又は相手方が出頭した口頭弁論若 しくは審尋の期日における言渡しによ って、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立 人が配偶者暴力相談支援センターは保護 員に対し相談し、又は援助若しくは害まがあり、かつ、申立書に係る第十二条第一項第五方あるときない。 ときは、裁判所書記官は、速やかに、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しれるの職員に対し相談し、又は援助若したの職員に対し相談し、又は援助若したの職員に対し相談し、又は援助若した。

くは保護を求めた日時が最も遅い配偶 者暴力相談支援センター)の長に通知す るものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。 (即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての 裁判に対しては、即時抗告をすることが できる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に 影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護 命令の取消しの原因となることが明ら かな事情があることにつき疎明があっ たときに限り、抗告裁判所は、申立てに より、即時抗告についての裁判が効力を 生ずるまでの間、保護命令の効力の停止 を命ずることができる。事件の記録が原 裁判所に存する間は、原裁判所も、この 処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一 号の規定による命令の効力の停止を命 ずる場合において、同条第二項から第四 項までの規定による命令が発せられて いるときは、裁判所は、当該命令の効力 の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、 不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の 規定による命令を取り消す場合におい て、同条第二項から第四項までの規定に よる命令が発せられているときは、抗告 裁判所は、当該命令をも取り消さなけれ ばならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの

長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。 (保護命令の取消し)
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第 一号の規定による命令を発した裁判所 が前項の規定により当該命令を取り消 す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。 (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

を完了することができないことその他 の同号の規定による命令を再度発する 必要があると認めるべき事情があると きに限り、当該命令を発するものとする。 ただし、当該命令を発することにより当 該配偶者の生活に特に著しい支障を生 ずると認めるときは、当該命令を発しな いことができる。

2 前項の申立てをする場合における第 十二条の規定の適用については、同条第 一項各号列記以外の部分中「次に掲げる 事項」とあるのは「第一号、第二号及第 第五号に掲げる事項並びに第十八条第 一項本文の事情」と、同項第五号中「号 各号に掲げる事項」とあるのは「第一号 及び第二号に掲げる事項並びに第十八中 「同項第一号から第四号までに掲げる 事項」とあるのは「同項第一号及び第二 号に掲げる事項並びに第十八条第一項 本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又 はその支局の管轄区域内に公証人がい ない場合又は公証人がその職務を行う ことができない場合には、法務大臣は、 当該法務局若しくは地方法務局又はそ の支局に勤務する法務事務官に第十二 条第二項(第十八条第二項の規定により 読み替えて適用する場合を含む。) の認 証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な 事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。 (教育及び啓発)
- 第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶 者からの暴力の防止に関する国民の理 解を深めるための教育及び啓発に努め るものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の 推進並びに被害者の保護に係る人材の 養成及び資質の向上に努めるものとす る。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げ る費用を支弁しなければならない。
 - 一 第三条第三項の規定に基づき同項 に掲げる業務を行う婦人相談所の運 営に要する費用(次号に掲げる費用を 除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知 事の委嘱する婦人相談員が行う業務 に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が 行う保護(市町村、社会福祉法人その 他適当と認める者に委託して行う場 合を含む。)及びこれに伴い必要な事 務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の 委嘱する婦人相談員が行う業務に要す る費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところに より、都道府県が前条第一項の規定によ り支弁した費用のうち、同項第一号及び 第二号に掲げるものについては、その十 分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各 号に掲げる費用の十分の五以内を補助

することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁 した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二 から前章までの規定は、生活の本拠を共 にする交際(婚姻関係における共同生活 に類する共同生活を営んでいないもの を除く。)をする関係にある相手からの 暴力(当該関係にある相手からの身体に 対する暴力等をいい、当該関係にある相 手からの身体に対する暴力等を受けた 後に、その者が当該関係を解消した場合 にあっては、当該関係にあった者から引 き続き受ける身体に対する暴力等を含 む。)及び当該暴力を受けた者について 準用する。この場合において、これらの 規定中「配偶者からの暴力」とあるのは 「第二十八条の二に規定する関係にあ る相手からの暴力」と読み替えるほか、 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄 に掲げる字句に読み替えるものとする。

(= 1=0 .7	9 1 1 1 pa / p	,
第二条	被害者	被害者(第二十八条
		の二に規定する関係
		にある相手からの暴
		力を受けた者をい
		う。以下同じ。)
第六条第	配偶者又は配	同条に規定する関係
一項	偶者であった	にある相手又は同条
	者	に規定する関係にあ
		る相手であった者
第十条第	配偶者	第二十八条の二に規
一項から		定する関係にある相
第四項ま		手

第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに

係る部分に限る。)、第二十七条及び第二 十八条の規定は、平成十四年四月一日か ら施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに 婦人相談所に対し被害者が配偶者から の身体に対する暴力に関して相談し、又 は援助若しくは保護を求めた場合にに は援助若しくは保護を求めた場合の申立 ける当該被害者からの保護命令の申立 てに係る事件に関する第十二条第一項 第四号並びに第十四条第二項及び第三 項の規定の適用については、これらの規 定中「配偶者暴力相談支援センター」と あるのは、「婦人相談所」とする。

(平 16 法 64·一部改正)

(検討)

- 第三条 この法律の規定については、この 法律の施行後三年を目途として、この法 律の施行状況等を勘案し、検討が加えら れ、その結果に基づいて必要な措置が講 ぜられるものとする。
- 附 則 (平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号) (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法 律による改正前の配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護に関する法律(次 項において「旧法」という。)第十条の 規定による命令の申立てに係る同条の 規定による命令に関する事件について は、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令 が発せられた後に当該命令の申立ての 理由となった身体に対する不法な攻撃 であって生命又は身体に危害を及ぼす ものと同一の事実を理由とするこの法 律による改正後の配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護に関する法律(以

下「新法」という。)第十条第一項第二 号の規定による命令の申立て(この法律 の施行後最初にされるものに限る。)が あった場合における新法第十八条第一 項の規定の適用については、同項中「二 月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律 の施行後三年を目途として、新法の施行 状況等を勘案し、検討が加えられ、その 結果に基づいて必要な措置が講ぜられ るものとする。

附 則 (平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法 律による改正前の配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護に関する法律第 十条の規定による命令の申立てに係る 同条の規定による命令に関する事件に ついては、なお従前の例による。

附 則 (平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 略
 - 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条 から第十八条までの規定 平成二十

六年十月一日

附 則 (令和元年6月26日法律第46号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる 規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 附則第四条、第七条第一項及び第八 条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定める。

(検討等)

- 第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護項の関する法律第六条第一項及び第二項を明明を表別の対象となる同条第一項に規定での規定による命令の申立てをすることがで記まる命令の申立てをすることがでものとする。 は大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする